お知らせ

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ　第十一回特別弔慰金の請求受付が開始されます

**■特別弔慰金の趣旨**

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

**■支給対象者**

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給となります。

1．令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2．戦没者の子

3．戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4．右記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

**■支給内容**

額面25万円、5年償還の記名国債

**■請求期間**

令和2年4月1日から令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

請求手続など詳しくは、役場税務住民課までお問い合わせください。

**■お問い合わせ**
**税務住民課**
**住民生活グループ**
**☎4－2511**
**内線116・112**
**☆4－251103**

国民年金

## 国民年金保険料の学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の人は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

**■対象者**

本人の所得が一定以下（※）の学生（※）が対象となります。なお、家族の所得の多寡は問いません。

※本人の所得が一定以下とは

**本年度の所得基準（申請者本人のみ）**
118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※学生とは

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれ、ほとんどの学生が対象となります。（詳細については下記の連絡先にお問い合わせください。）

**■申請期間**

申請期間は、毎年4月から翌年3月までとなります。（申請時点から2年1か月までの期間については、さかのぼって申請することもできます。）

**■申請方法**

申請先は、住民登録をしている市（区）町村役場またはお近くの年金事務所へ申請してください。

前年度に承認を受けた人で、次年度も在学予定である場合、4月はじめに再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

**■保険料の追納について**

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって支払う（追納）ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

**■お問い合わせ**
**ねんきんダイヤル**
**☎0570－05－1165**
**日本年金機構ホームページ**
**http://www.nenkin.go.jp**
**旭川年金事務所**
**年金の加入手続き、納入相談など**
**☎0166－27－1611**
**年金相談の予約など**
**☎0166－72－5004**
**役場税務住民課年金担当**
**☎4－2511**
**内線116・117**
**☆4－251103**